

### 第3章 観光資源制度の分析

本章では、観光資源が観光基本法において初めて規定されたにもかかわらず、同法のもとでは規範性のある観光資源制度が発展してこなかった現状を分析する。同時に観光資源制度に関しても「日常」と「非日常」の意識の接近<sup>(4)</sup>が発生していることを論証するとともに、観光資源制度は究極その範疇化および評価にあることに言及し、観光資源に関する情報制度が制度の根幹であることを考察する。

#### 第1節 観光資源制度の規範性

我が国においては観光立国推進基本法を含め直接観光に関する法令にあっては、観光論としての中心概念であるところの観光資源に関し規定するものはわずかであり、世間で観光資源と認識されるものに関し規定する法令は、文化財保護法等直接観光に関係しない法令が中心となっている。しかも、観光に類似すると思われる、レジャー、レクリエーション等の用語も使用されている。観光資源と区別される場所の観光施設、旅行関連施設等の用語についても同様の状況であり、しかもそれらの用語の意義も確立していない状況である。

観光立国推進基本法13条は国が保護、育成及び開発を図るため必要な施策を図るものとして観光資源を位置づけているが、必要な施策を具体的に規定するものではなく、その意味で規範性の欠如した規定である。その一方で文化財等の観光資源と世間で認識されるものに関する法制度は数多く存在し、これまでも拡大してきている。法制度で観光資源が範疇化される場合、法令上は国等が行う保護、育成、開発の対象となるものとして存在し、規制と助成の対象となる。そこに規範性が発生するわけである。その程度に応じて評価の格付も行われる。また観光資源が集積することにより観光地の範疇化が行われることとなる。

観光資源を規制・助成するという規範性を法制度によって持たせることによって、公益性があるということになるが、何のための公益性かを説明しなければならない。その公益性を説明できなければ観光資源の範疇化が可能とはならないが、現実には、教育上、学術上、文化上、治安上といった公益性により観光制度以外の法制度により説明されている。これらの公益性は、観光資源制度が存在しなくてもなんら支障をきたすものとはなっておらず、観光資源制度が規範性のある制度として存在しないままである。国立公園、国宝、温泉といった観光資源が外貨獲得、外客誘致のため規範性のある法制度により助成・規制されるという説明は可能であるが、既にこれらの観光資源は外貨獲得、外客誘致のみにより説明されるものではなくなっている。外客誘致といった国籍に関わらず、国内訪問者誘致のため規範性のある法制度により助成・規制されるものが観光資源であるという整理も可能であるが、日常が住民、非日常が訪問者という分類をするならば、公的施設においては選挙権のある住民の声が強くなることとなり、ビジネスとしてとらえるのであれば訪問者を含めて市場機能が働くことで済まされ、場合によっては消費者対策制度で済まされる。従って規範性のある観光資源制度が存在しないまま、意識としての観光資源が存在する状態である。規範性のある観光資源制度が存在しないため、観光資源の定義をめぐって見解が統一されないまま論議が行われてしまうのである(図3-1)。

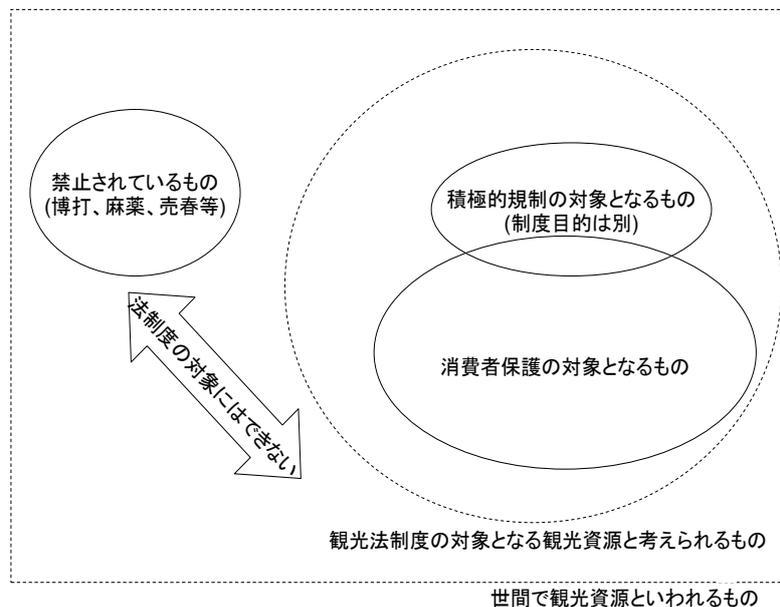


図 3-1 制度対象としての観光資源

## 第 2 節 観光関係施設等の範疇化

### (1) 観光基盤施設、旅行関連施設

観光基本法は観光資源と用語を使い分けて、「観光基盤施設」<sup>(2)</sup>の範疇化を行い、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため必要なもの、観光旅行者の過度の集中の緩和に効果があるもの、低開発地域の観光開発に必要なものとして国が整備を行うことを規定していた。また「旅行関係施設」<sup>(2)</sup>の範疇化を行い、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため必要なもの、観光旅行者の過度の集中の緩和に効果があるもの、低開発地域の観光開発に必要なものに加えて、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため外国人観光旅客の利用に適するもの、国民大衆の観光旅行に適するものとして国が整備を行うことを規定していた。

観光基本法が範疇化していた観光基盤施設は、社会資本整備重点計画法(2003 年法律 20 号)が規定する社会資本整備事業が整備するものが中心となっており、観光基本法は同法の観点から優先度を高めて整備することを国に義務付けする点で規範性を持つわけである。これに対して旅行関係施設は社会資本整備重点計画法が規定する社会資本整備事業が整備するものではないものの、「私企業の採算の上に設置管理することはなかなか困難な状況にある」<sup>1)</sup>との認識に基づくものであり、国が積極的に整備することを義務付けていた。

また、観光基本法 6 条及びこれを引き継ぐ観光立国推進基本法 14 条は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため国際交通機関及びこれに関連する施設の整備に必要な施策を講ずるものと規定し、国際航空機関、国際空港等の整備を国に義務付けしているが、今日では日本航空株式会社法、船舶整備公団法も廃止され、国際航空機関の整備規定、旅客船を観光基盤施設に分類する規定等観光基本法制定時の背景が変化している。

なお、観光立国推進基本法においては、「旅行関係施設」概念は「旅行関連施設」概念と

して継承されているものの、「観光基盤施設」は廃止され、観光に特化しない公共施設、交通施設概念として整理されている。旅行は観光に比べて定義が明確であるからであると考ええる。

観光基礎概念研究会(1998)<sup>2)</sup>によれば、観光事業は、観光対象(観光客をひきつけるものの総称)と観光者にサービスする施設、それに公的事業で成立するとする。公的事業により提供される施設は観光基本法が規定する観光基盤施設におおむね相当するものである。観光基礎概念研究会(1998)によれば、サービス施設(狭義)として 飲食施設、物品販売施設、観光案内施設、公共サービス施設が例示されている。これは観光基本法に規定する旅行関連施設におおむね相当するものである。しかしながら飲食施設、物品販売施設にあっても観光対象となるものもあり、後述するように観光対象がトウトロジー(tautology)であることから、概念の明確化には限界がある(図3-2、図3-3)。

なお、観光基礎概念研究会(1998)は「今後とも価値が減じない資源(狭義)」と「将来の価値が保証されるとは限らない資源」に区分するが、これまで伝統として無批判に受け入れられてきたものであっても、じつは人為的に作り出されていたものもあり<sup>(3)</sup>、制度的に観光資源とされてきたものが見直される事例<sup>(4)</sup>も存在する。主体(観光客)を中心として考えた観光資源は、事実とはともかく主体に観光資源として認識されていれば観光資源として価値があるということになり、制度論としては観光資源を論じる限界がこの点にある。

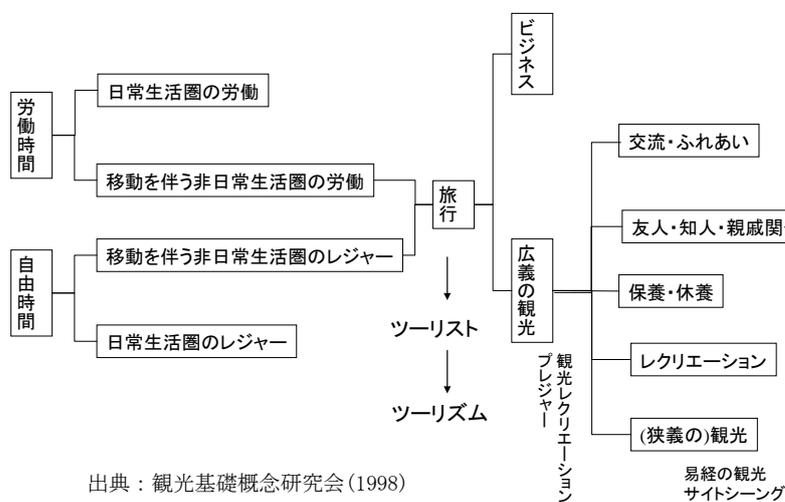
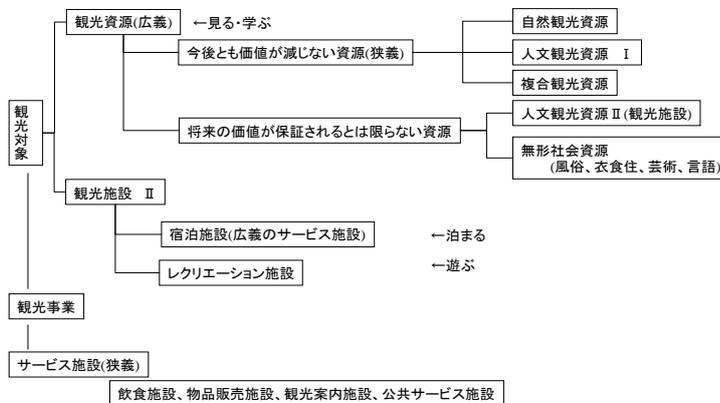


図 3-2 学説上の観光、レクリエーション、旅行の位置づけ



出典：観光基礎概念研究会(1998)

図 3-3 学説上の観光資源、観光対象、観光施設、観光事業の関係

## (2) レジャー、レクリエーション施設等

法制度上直接観光、レクリエーション等を定義するものはないが、第1章で概説したとおり観光基本法により設置された内閣総理大臣の諮問機関である観光政策審議会が1969年に観光の定義を行っている<sup>(6)</sup>。これによれば「レジャー」を「個人の自由時間あるいはその時間における余暇利用の行為」とし<sup>(6)</sup>、レジャーのなかにレクリエーション<sup>(7)</sup>とそうでないものがあるとする。そのうえでレクリエーションをレジャーのなかで、「鑑賞、知識、体験、活動、休養、参加、精神の鼓舞等、生活の変化を求める人間の基本的要求を充足するための行為」と定義し、「観光」をレクリエーションと同一の行為としつつ、観光はレクリエーションの一部であり、両者の相違は、日常生活圏を離れるかどうかにあるとして、「日常生活圏を離れて行うレクリエーション」を観光<sup>(8)</sup>と定義している。この考え方の影響を受けた国会答弁もなされている<sup>(9)</sup>が、観光白書では観光レクリエーションという用語が多用されてきている<sup>(10)</sup>。

なお、観光基礎概念研究会(1998)ではレクリエーションの一部に観光があるのではなくて、観光行動を「見る・学ぶ」、レクリエーション行動を「(スポーツやレクリエーションを)する」と定義してそれぞれが別個であるとする、観光マーケティング、観光計画、資源保全の観点から、わかりやすくなるとする(pp35-37)。過疎地域自立促進特別措置法12条で過疎地域自立促進のための地方債対象施設に「観光又はレクリエーションに関する施設」を規定し、観光とレクリエーションを区分しているが、日常生活圏を離れるものか否かを厳密に区分しているわけではなく、制度上観光施設であろうがレクリエーション施設であろうが違いがない。

「余暇」の法律上の用例としては、勤労青少年福祉法における「勤労の余暇」、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」等がある。「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」においては「この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。」と規定しており、滞在しない日帰

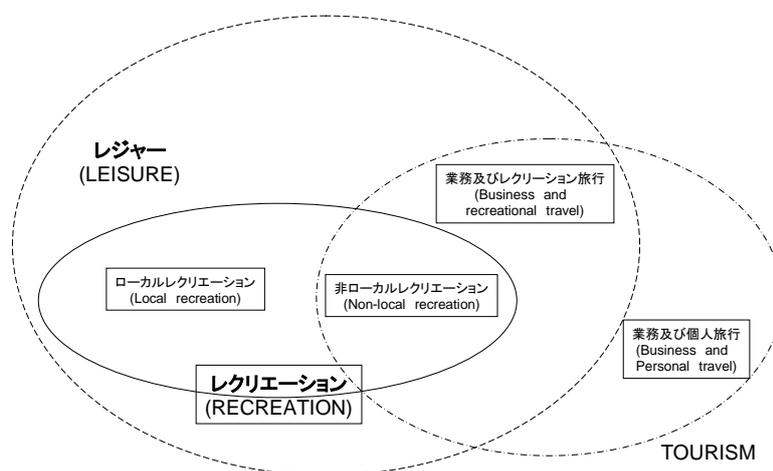
り型の余暇も想定しているところから、滞在型余暇活動を観光、非滞在型余暇活動をレクリエーションと分類しても不適當ではなかったが、徹底して観光という字句を用いないで観光を表現しているわけである。観光という字句を用いることによる所管官庁の問題を回避したからである。

また、余暇を活用して行うものとして、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動の用例が法律上見られる。人生における時間配分として、勤労時間に比べ余暇時間のウェイトが高くなってきているところから、余暇のもつ語感の背景が変化してきている。観光を考える際の日常と非日常の相対化と同じ現象である。

ツーリズムという用語については法制度上使用されている例はないが、エコツーリズム推進法案(第2章第3節(3)参照)においてエコツーリズムとは「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識および理解を深めるための活動をいう」と規定しており、ツーリズムとは観光旅行者に関するものという規定になっている。

(社)ツーリズム産業団体連合会は、ツーリズム産業の範囲を極めて広範に考えている([http://www.tij.or.jp/about\\_tij/outline/sphere.html](http://www.tij.or.jp/about_tij/outline/sphere.html))が、観光概念の翻訳語として扱われているツーリズムの概念は図 3-4 にあるように業務関係が含まれているところから観光概念よりも広範であると考えられる。

なお、観光施設財団抵当法は、観光旅行者の利用に供される施設のうち、遊園地、動物園等を観光施設と規定するものの、宿泊施設を含めていない<sup>(11)</sup>。宿泊施設は単独で抵当対象になりえるからである。



Source: Adopted from Murphy,P.(1985)

図 3-4 レジャー、レクリエーション及びツーリズムの関係  
(Relationship between leisure、recreation and tourism)

### (3) 観光資源公開施設等に関する制度

観光資源には無形文化財及び移動可能な有形文化財が存在し、制度上は、これら観光資源を観光客に展示する施設等が観光資源とは区別されたものとして存在することになる。具体的には博物館、興行場等であるが、これらの施設は自治体が管理するところから日常生活において活用されるウェイトが高いものが多いものの、厳密に非日常と日常を区分する必要があるものではない。施設が公開を前提とするところから人が多く集まる可能性を伴う施設である。従って人が集まることに対する制度上の規範性が必要とされるものである。

#### 1) 博物館、図書館

博物館法が規定する博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」のうち、地方公共団体等が設置するもので登録を受けたものをいうと規定する。観光ではなくレクリエーションが例示されているが、日常、非日常の区分を厳密に行っているものではない。文化財が観光資源とされるように、博物館が観光施設とされてもおかしくはない<sup>(12)</sup>。博物館法では、公民館、図書館以外の資料公開施設はすべて博物館として範疇化している。動物園、植物園、水族館等も博物館法上の博物館となり、規制と助成を受けることとなる。

図書館法（1950年）において図書館とは、地方公共団体、民法が規定する公益法人が設置する「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」をいい、博物館とは別の助成、規制を受けることとなる。観光とレクリエーションの関係は博物館と同じである。なお、博物館法も図書館法も教育基本法の指針性のもとに制定されたものである。

#### 2) 興行場、公民館

無形の観光資源を観光客に提供する場所に関する法制度としては興行場法及び公民館法がある。興行場法に規定する「興行場」とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」をいい、業として興行場を営営する「興行場営業」は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けなければならない。興行場法は提案理由説明に「これら多数人の集合出入りする場所の衛生上の取締りは、公衆衛生の見地から軽視することができない問題でありますので、この際統一的な基準を定めて、その徹底強化をはかるためこれらの法律案を提出した次第であります」<sup>3)</sup>とあるように、その目的は観光振興ではないものの、観光資源を律する法制度として機能している。興行場法は公衆衛生の確保を法目的とすることから、観光とレクリエーションを峻別する必要性がない。なお、我国においては博物館と博覧会（興行場）は西洋文明をうけ入れる場として両者あいまって発展してきた<sup>(13)</sup>。

公民館は、展示会等の開催、図書、記録、模型、資料等を備えその利用を図ること、体育、レクリエーション等に関する集会を開催することを目的として、社会教育法の規制と助成を受けるものであるが、無形の観光資源のうち興行として成立しないものの維持を図ることに資するものとしても機能している。国立劇場法（現在は独立行政法人日本芸術文化

振興法)も、芸能について無形文化財としての指定により保護することとされていたが、その保存と振興を図るために国立劇場を建設すべきであるとの気運が高まり、制定されたものである。

### 第3節 制度としての観光資源の分析

法令用語として観光資源<sup>(14)</sup>が用いられたのは観光基本法において初めてであり、それまでは京都国際文化観光都市建設法等においては文化観光資源と、文化という字句とセットで用いられていた<sup>(15)</sup>。観光基本法制定後も観光資源の用例は限られたものとなっており、法制度概念としての観光資源の広がりを見せていない<sup>(16)</sup>。

観光基本法及び観光立国推進基本法は、観光資源を、国が保護、育成及び開発を図る対象としてとらえており、その中身を史跡、名勝、天然記念物等の文化財、優れた自然の風景地、温泉、その他産業、文化等に関するものとしている<sup>(17)</sup>。例示された文化財については文化財保護法が、優れた自然の風景地は自然公園法が、温泉は温泉法がそれぞれ範疇化を図っているものの、ただちに観光資源の範疇化基準となるものではない<sup>4)</sup>とされる。観光立国推進基本法が基本法として、文化財保護法、自然公園法等に対する指針性を持たない以上、観光立国推進基本法に規定された観光資源として例示された用語が文化財保護法等の用語と一致するものではないとされるのも当然であるが、制度論としては例示されたものはすべて観光資源と解釈するほうが素直である。

観光基本法及び観光立国推進基本法体系においては観光資源に関する具体的な助成や規制に関して具体的な規定が存在せず規範性があるものとなっておらず、保護、育成及び開発に関する具体的な助成、規制措置は、文化財保護法により、あるいは自然公園法により行われるものであり、観光資源として総合的に行われるものとはなっていない。

なお、観光基本法 14 条及び観光立国推進基本法 13 条の観光資源は、文化財等の例示のほかに「その他文化、産業等に関する観光資源」という規定をしていることから、観光資源の範囲に限定があるとされ、「観光旅行者の需要が相当予想されるものであることが必要である」とし「限られた人のみが興味の対象とするようなものは、本条の観光資源にはあたらないものと考えべきである」<sup>5)</sup>とされるが、人の移動を前提にし、人が集まることに制度上の規範性の契機を求めるとするならば、実質的論議に発展させることが可能となろう。

#### (1)文化財

観光立国推進基本法は、観光資源として史跡、名勝、天然記念物等の文化財を明示している。文化財を総合的に規定する法制度は法隆寺失火事件に端を発し制定された文化財保護法<sup>(18)</sup>であり、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」とする。1950 年議員提案により制定された文化財保護法は有形文化財<sup>(19)</sup>無形文化財<sup>(20)</sup>とともに、この例示された「史跡、名勝、天然記念物」を文化財として定義し、観光資源とする認識も同法提案理由説明から伺える<sup>(21)</sup>。

なお文化財保護法は 1919 年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法に由来するものであるが、この頃は史蹟名勝天然記念物と国立公園は渾然一体として論じられていたとされる<sup>(22)</sup>。

1954 年文化財保護法の一部が改正され、文化財の定義が整理された。従来の史蹟名勝天

然記念物については、史跡を「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」と明確化し、名勝を「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」とし、天然記念物を「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」とし、これらを「記念物」としている。「記念物」のうち重要なものを文部大臣は、「史跡、名勝、天然記念物」に指定することができることとなり、「史跡、名勝、天然記念物」については無断現場変更に対する原状回復命令制度を設け、さらに異議申し立て制度の新設により公益による保護と財産権との調整に関する規定が設けられた。「史跡、名勝、天然記念物」は記念物のうち格付されたものの位置付けとなっている。

1963年に制定された観光基本法は「その他産業、文化等に関する観光資源」と規定して、文化財を限定的にはしていなかった。観光が日常化している今日、観光資源の例示として掲げるには、外客誘致に対応する格付された文化財よりも概念の広い「記念物」を引用するほうが、観光制度上は適当であった。この点においては観光立国推進基本法においても同様である。

文化財保護法の分類は拡大詳細化している(図3-5)。民俗文化財が有形文化財から分離され新たに「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化されたが、歴史上又は芸術上の価値に触れられていない。伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として範疇化され、更には文化的景観が、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化された<sup>(23)</sup>。

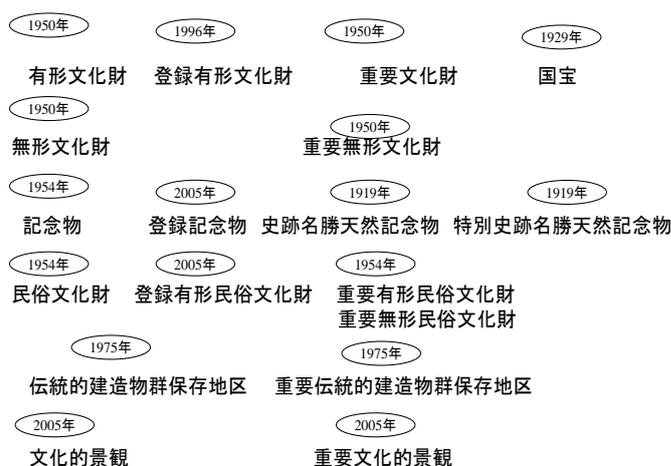


図3-5 格付の拡大詳細化(評価システム)

## (2) 優れた自然の風景地

観光立国推進基本法は、観光資源として「優れた自然の風景地」を例示している。「すぐれた自然の風景地」を保護する総合的な法制度は自然公園法であり、国立公園行政に代表される自然公園行政は、観光行政の大きなウェイトを占めることが認識され<sup>(24)</sup><sup>(25)</sup>、観光基本法の制定された翌年 1964 年に厚生省国立公園局に昇格している(1968 年行政改革で部に降格)。

自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的」としており、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に分類する。国立公園は我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地、都道府県立自然公園は優れた自然の風景地であって都道府県が指定するものをいう。国立公園は、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定し、国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

風景に対応する用語として法律上「景観」が使用されたのは、1970 年の自然公園法の一部改正法により、国立公園の定義が「我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。)」と改正されたことに始まり、1973 年の港湾法の一部改正法により、臨港地区の分区に、その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域が修景厚生港区として追加され、景観法の制定により定着した。西田正徳(1999)によれば景観と風景の違いについて「景観が客体にそくした用語であるのに対し、風景はあくまで主体にそくした用語である。景観とは、環境の一面(主として視覚対象)について、客体である対象にそくして語る用語であり、風景とは、同じ環境の一面について、主体である人間にそくして語る用語である。いわば、景観が人間のより外なる問題であるのに対して、風景は人間のより内なる問題である。」(p. 231)とするが、法制度においてはそのようなニュアンスの差を反映することは困難であるのか、厳密に区分しないと同義として使用されている。

## (3) 温泉

観光立国推進基本法は観光資源として温泉を明示している。きわめて日本的な例示である。温泉に関する総合的な法制度である温泉法は「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること」を目的としており、観光資源とは明示していないが、温泉法制定時の提案理由説明では「国際的利用による外貨獲得」<sup>(26)</sup>を目的としており、代表的な観光資源との認識がもとになっている。認識のもとにはなっているが、法目的に明示されていないことから、後述する温泉表示問題が社会問題化するのである。

温泉法による温泉の定義は、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)」で「別表に掲げる温度又は物質を有するもの」をいうと規定する。地上の湯水はそのままにしておけば、その土地の年平均気温と同じ温度になる。従って、その土地の年平均気温より常に著しく高い泉温を保って湧き出る水は、ふつうの水と異なる特別な物理的特性を持つとみなされる。年平均気温が低いヨーロッパでは、「摂氏 20 度以上」がこの基準となった。この考え方を採り入れた日本では、戦前、台湾を植民地にしていた経緯もあって、年平均気温の設定が高くなり、「摂氏 25 度以上」と定められたが、近年の掘削技術を活用すれば地中 1 千メートルも掘削すれば地上にくみ

上げたときに 25 度以上の地下水が容易に手に入る。温泉の日常化現象<sup>(27)</sup>が起こっているのであり、温度による範疇化は観光資源と評価する場合再検討が必要となってきた。成分については、環境省自然環境局が「鉱泉分析法指針」により、温泉を定義するよりどころを示しているが、温泉法に規定されるものではなく、規範性に問題を抱える<sup>(28)</sup>。

温泉法では温泉法に規定する温泉ではない場合にあっても温泉という表示を使用することを禁止する規定はなく、一般の人に著しい誤解を与える場合には、不当景品類及び不当表示防止法あるいは不正競争防止法、軽犯罪法違反の問題として扱われる程度である<sup>(29) (30)</sup>。入湯税についても、鉱泉浴場における入湯に対し課せられるとあり、温泉法の温泉に限定されない。温泉法の法目的が温泉利用者の健康保護等に直結する問題を規制するものであると答弁<sup>(31)</sup>されているように、消費者保護対策が目的となっておらず、観光基本法の指針性も欠如しているところから、観光政策としては十分な対策がとられていない状況にある。温泉法では温泉成分の表示を定めているが、どこで採った温泉水の分析表を提示するかは規定しておらず、定期的な更新も義務づけていない。そのため施設によっては何年も前に測定した源泉の分析表を提出している状態である<sup>(32)</sup>。従って実際に入浴する浴槽水の成分とは異なることがある。

このため観光客が入浴時の状態を規定するものではないところから、いわゆる温泉表示問題が時折社会問題化する。2001 年にはレジオネラ菌問題に端を発して健康問題として温泉法が改正された<sup>(33)</sup>が観光政策としては不十分なものであった。温泉利用者の健康保護等に直結する問題を規制する論議から脱却できなかったわけである。そのため 2004 年は白骨温泉での発色剤添加事件を契機にして、伊香保、那須、作並等各地の有名温泉で加温水道水を温泉と称したことなど不当表示に関する話題がマスメディアを賑わせた。そこで、再び温泉法を改正して、浴槽水の分析を行うようにすべきであるとする意見が出されることとなった。温泉資源節約のためには浴槽の温泉水を循環ろ過して再利用することも必要であるが、この場合は特に循環ろ過したあとの浴槽水分析を正しく表示すべきであるとする意見が出されるわけであった<sup>(34)</sup>。その結果 2005 年 5 月温泉法施行規則が改正され、「加水」「加温」「循環」「薬品の混入」を掲示する義務が追加されることとなった。なお、改正理由はあくまで温泉法 14 条の制定趣旨からして利用者の健康の保護にあるはずであった。

温泉については、観光立国推進基本法の体系に基づき観光資源としての位置づけを確立させ、制定時の外客誘致理念から消費者保護的発想に立った情報開示<sup>(35)</sup>を基本システムとしたものに切り替えるべきであるし、外客誘致理念にたつ場合であっても、日本を代表する観光資源としての温泉が衛生問題、不当表示問題で台湾等において報道されている現状は看過できないことを認識すべきである。

#### **(4) その他の観光資源**

観光立国推進基本法においては「観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため」のものとして特記し、観光資源の例示に「歴史的風土」「良好な景観」を新たに加えている。観光立国推進基本法も観光基本法と同様、観光資源として「その他文化、産業等に関する観光資源」を想定しているところから、観光資源概念は広範なものであり、例示の追加によって観光資源の概念が変更されたものではない。いずれにしろ観光基本法と同様観光立国推進基本法の規範性も極めて弱いところから、その他の観光資源を観光制度のもとに範疇化する実質的意味合いも少ないものである。世間で観光資源

と認識されるものに関し規範性を有する現実の法律は、文化財保護法、自然公園法、温泉法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、景観法等直接観光を規律しない法律が中心となっていることは、観光基本法時代と変化はない。

## 1) 歴史的風土

観光立国推進基本法前文は観光が「わが国固有の文化、歴史等に関する理解を深める」と規定しており、これに対応して、歴史的風土も観光資源の例示として明記されている。歴史的風土は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう」(3条)と定義されている。同条にいう「古都」は、「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村(天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市)」と限定されているが、観光立国推進基本法が規定する歴史的風土は当該古都に限定される実質的意味はない。

1965年12月24日衆議院建設委員会において田中伊三次議員が行った歴史的風土の保存に関する特別措置法案についての提案理由説明では、「歴史的風土は広く全国民に親しまれておりますのみならず、諸外国の人々からもまた貴重な文化観光資源として高く評価せられ、多大の興味と関心が寄せられている」と認識されるとともに「これらの古都においても、俗悪な娯楽、観光施設、工場等の、その環境におよそふさわしからざる宅地の造成、建造物の建設計画がみだりに進められ、それがために、古都のユニークな風趣景観が著しくそこなわれようとしている」と認識されており、歴史的風土の保存に関する特別措置法が制定された時代において、文化観光資源、俗悪な観光施設という観光に関する評価が分かれる表現が使用されていることから、観光基本法の指針性が極めて低かったことが推測される。

## 2) 良好な景観

景観については観光資源としての認識は既に確立していた。1946年11月26日貴族院本会議において男爵團伊能は「我が國の観光資源に付きまして一言致しますれば、我が國の生産資源の貧困なる上に、耕地に乏しく、此の歴大なる人口を擁する我が國産業の前途に付きましては、誰しも憂を一にする所と存じます、然るに、幸にも此の美しき風光に富む國土と、温和なる氣候が、聽て國際社會に加りたる曉に於きまして、観光資源として役立つことは、大いなる力と考へなければならぬことだと存じます、然るに此の観光資源の保護に當りまして、政府は又如何なる御方針を採らむとして居られるのでございませうか、此處に將來に於て完成さるべき路線の計畫、宿舍の計畫、其の他の観光施設の企畫を述べむとするものではございませぬ、又今日各省分立の中に割據して計畫されつつある複雑なる観光計畫を、國策的なる觀光院の一院に一元化する政府機構の改變を問題とするのもございませぬ、要は唯観光事業をして將來可能ならしむる如く、國土の景観を保存することが今日目下の急務であると思ひます」(下線は筆者)と演説している。法的に保護されるものとしての景観については、景勝地においては判例でも確立していた<sup>(36)</sup>が、市街地の景観についても、2006年3月30日最高裁は判決理由において、「良好な風景として人々の歴史的、文化的環境を形づくり、豊かな生活環境を構成する場合は、客觀的価値を有する」と指摘し、「景観利益」は法律上の保護の対象になるとした。

2004年に制定された景観法は「地域の個性を磨き発揮する一地域一観光を推進する」観光立国政策に基づき、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである」と規定した。男爵團伊能が想定した景観は国土の荒廃の中自然公園法に規定されるような「優れた自然風景」に表現される景観を想定していたはずである。景観法が想定する景観は観光を代表例に挙げるものの、観光に限定されることなく、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものとしての地域の景観を想定している<sup>(37)</sup>。

観光資源保護のための家屋の利用制限といった、典型的な法律事項である国民の権利を制限する手段については、住民のコンセンサスが得にくく、これまでは観光を法目的にした権利制限はなかった。しかしながら、景観法は、景観というキーワードをもとに、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法その他の関係法律について必要な規定の整備を行うことを可能とした。都市計画法の改正により、都市計画の地域地区として、景観地区が規定された。建築基準法の改正により、景観地区等における建築物の規制に関する規定が整備されるとともに、条例で景観重要建造物に対する規制の緩和を行うことや、屋外広告物法の改正により、景観行政を行う市町村が屋外広告物に関する条例を制定することができることとされた。この結果市町村は、景観地区内の工作物について、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は工作物の設置の制限を定めることができ、開発行為その他について、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができるようになった。しかも景観法 107 条は、条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができることとした<sup>(38)</sup>。

これまでは、文化観光資源の保護による規制は住民の理解が得られないとの認識も存在した。京都並びに奈良の国際文化観光都市建設法において、その第 3 条に「文化観光資源又は文化観施設の維持保存のために文化観光保存地区を指定することができる。」という特別な規定がわざわざ挿入されたのであるが、松江市国際文化観光都市建設法にはその規定がない点<sup>(39)</sup>につき、「ああいうふうな文化財保護地区を設けるといふ条文をはさみますと、その条文をたてにして非常な逆宣伝であるとか、幼年的なことが起つて、この法案の真意を生かすのに非常に困難な面もあると聞きましたので、先ほど申し上げましたような建築基準法とか、普通の都市計画法とか一般条例によつてその実をあげ得るならばさしつかえあるまいと、かように考えた次第であります」とまで答弁されていた<sup>(40)</sup>。

環境、防災、教育、といった一般概念でしか権利制限は行われてこなかったが、景観に関しては地域住民の権利を制限することのコンセンサスが得られる社会情勢となったわけである。更に景観法と同時に制定された 2004 年文化財保護法の一部改正で文化的景観が文化財となった。

従来から文化財保護法は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」を名勝として範疇化していたが、これに加えて、棚田、里山など人と自然とのかかわりのなかで作られ出された景観のうち「地域における人々の生活または生業及び地域における風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解に欠くことができないもの」を文化的景観として範疇化し、規制・保護の対象とした。文化的景観は必ずしも「芸術上あるいは観賞上の価値を求めるものではないという点で」<sup>6)</sup>、観光資源概念に接近してきているわけである。この結果、景観は従来観光とされてきた概念に近くなり、観光が地域づくりの要として認識され始めている今日、規範性を

もった観光計画を景観政策を加味することにより自治体が作成しやすい状況になってきている。

しかしながら、観光法制度として論じるならば、景観は文化財保護法の文化財と範疇化されることにより規範性のある観光資源とされたということになる<sup>(41)</sup>。

公共施設が安全、環境に配慮して設置されると同様に、観光(景観)に配慮して設置されることが常態化すれば、観光立国推進基本法の規範性は担保されるわけであるが、同時に常態化することにより、観光の持つ非日常性は薄まるわけである<sup>(42)(43)</sup>。

#### 4) 都市公園

営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、公園の管理に関する法制は全く存在しなかった。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園が少ない状況であることから、1953年都市公園法が制定された。都市公園は自然公園法の適用は受けないものとされ、優れた自然の景観地としては範疇化されなかった。地方都市では自然公園は必要なかった。少し足を伸ばせば自然はいくらでも存在し、庭園として範疇化されるものであったからである。現在では都市公園のなかにも観光資源として認識されるものもある<sup>(44)</sup>。

#### 5) 娯楽施設

娯楽は教養<sup>(45)</sup>や産業<sup>(46)</sup>と対比されて使用される用語であり、消費税の導入により廃止された娯楽施設利用税の用例にも代表されるように、遊びのニュアンスが含まれるものであるが、2001年制定された文化芸術振興基本法は、囲碁、将棋その他の国民的娯楽のことを「国民娯楽」とし、国民娯楽に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずると規定している。2004年制定された「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」においては「コンテンツ」とは、「人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」とし、国はコンテンツの活用の促進等を図るものとしている<sup>(47)</sup>。

児童福祉法は、公衆の娯楽を目的とした児童のかわざを禁止しているが、無形文化財としては一定の定義づけを予想していることとなる。観光が娯楽、文化いずれにウェイトをおくかこの問題に答えを出せない。

### 第4節 規制制度による観光資源化

観光が非日常体験とすれば、日常を規制することにより非日常資源が生み出され、規制制度により観光資源が発生するわけである。カジノや飾り窓が典型である。賭博、風俗、麻薬、暴力等は刑法等により禁止されており、これらが可能となるのは特別法による。構造改革特区方式による規制緩和も同様である。その一方で交通・通信手段の発達で国内の規制制度を形骸化する。外国やオンラインでのカジノ体験がそれである。観光資源は絶えず規制制度と表裏の関係にある。

#### (1) 賭博

刑法は賭博及び富籤に関する罪を規定する。賭博、富籤販売が禁止されることから賭博が制度的に非日常となり、観光資源化する。

明らかに刑法に抵触することから、特別法により合法化されているものが、いわゆる公営ギャンブルであり、競馬法(1948年)自転車競技法(1948年)小型自動車競走法(1950

年) モーターボート競走法(1951年) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(1999年)により合法化されている<sup>(48)</sup>。モーターボート競走法は観光に関する事業の振興を目的とすることを明文化している<sup>(49)</sup>。いわゆる宝くじは当せん金附証票法(1948年)により合法化されている。これらの制度趣旨は、産業振興、スポーツ振興であり、海外のゲーミング法の趣旨も観光振興・地域振興となっている<sup>(50)</sup>。

パチンコ産業<sup>(51)</sup>が27兆円を超える規模となり、ミニトロの販売等宝くじの多様化は、ギャンブルの日常化を表しており、ここにも観光資源の日常化現象が見られ、インターネット活用で日常化がさらに加速する傾向が強まっている。パチンコ等は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律により「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」の規制は受けるものの、刑法の賭博罪に抵触するものではなく(「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」(刑法185条)は違法ではない)、自治体の税源としても検討されている。法制度上はパチンコが「一時の娯楽」であり、公営ギャンブルが一時の娯楽以外の娯楽であり、いずれにしろギャンブルは娯楽であるという認識に立って法規制により観光資源化しているわけである<sup>(52)</sup>。

## (2) 風俗、猥褻

人類にとって性行為は日常生活行為であるが、未成年、病気、暴力団等の対策等の理由による規制により非日常化され、観光資源化している<sup>(53)</sup>。日本の刑法のわいせつな図画に該当するとの運用から上映が禁止されている映画等を鑑賞する目的で海外旅行に出かけたりする現象があったが、社会常識の変化による規制の運用緩和により、いわゆるヘアヌード等が合法化されるとともに日常化し、わざわざ海外まで出かける対象としても観光資源とはならなくなってしまった<sup>(54)</sup>。

わが国では売春防止法があり、売春自体は犯罪とされていないものの、管理売春等が犯罪とされている。海外においては合法的に管理売春を行うことが可能な地域も存在し、管理売春が非日常である日本在住者にとって、観光資源となっている<sup>(55)</sup>。

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受ける。同法が規定する「風俗営業」は「客の接待をして客に飲食をさせる営業」であり、「接待」とは「歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」であり、まさに観光産業との認識にたっている。

## (3) 食物、薬物

酒税法の運用により、自家製の酒類製造免許を取得するのに、年間6キロ・リットル以上の生産が義務づけられている。構造改革特別区域法の規定による特区認定で、民宿やレストランなどを併設している農業者が自家栽培米で濁酒を醸造する場合に、基準に満たない量でも製造を容認する特区が認められるようになった。通称「どぶろく特区」であり、規制制度による観光資源化をはかったわけである<sup>(56)</sup>。

薬物は、あへん法(1954年)麻薬及び向精神薬取締法(1953年)覚せい剤取締法(1951年)大麻取締法(1953年)等により禁止されているが、大麻については規制を受けない外国の地域が存在し、愛好家には観光資源化している。国内において例外が認められない以上、日本の法制度としては観光資源とは範疇化できないものである。

## (4) 動物虐待、暴力等

1948年東京都は闘犬・闘鶏・闘牛取締条例を制定し、犬、鶏、牛その他の動物を互に闘わせてはならないとし、違反すれば五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すると規定した。その一方で新潟県旧山古志村の牛の角突き(闘牛)は重要無形民俗文化財に指定され、観光資源となっている。日本では闘牛、闘犬は存在するが、闘鶏は行われていない。日本で規制すれば規制のない国の観光資源となる。現にフィリピンでは闘鶏が観光資源として行われている。

動物の愛護及び管理に関する法律2条は「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と規定しており、沖縄県で開催されていた「ハブとマングースの決闘ショー」は、その残酷さが多くの人の批判を呼び、動物愛護の観点から問題があるとして、1999年以降行われていない。スペインでもバルセロナ市は「反闘牛都市」を宣言している。スコットランド議会は「野生哺乳類保護(スコットランド)法」(狐狩り法案)を可決しているが、狐狩りはイギリス農村の伝統文化、都市住民の感情的議論で禁止するのは不公平との反発があると報道されている。

銃の使用も観光対象となる。わが国では銃砲刀剣類所持等取締法で規制されているから、外国では日本人相手の観光資源となる<sup>(57)</sup>。決闘罪ニ関スル件(明治22年)は決闘すること自体を処罰する法律であるが、時代、地域においては決闘が合法である場合もあった。格闘技にも擬似決闘として観光資源化しているものもあり、またアニメーション、ビデオ等によるバーチャル体験を観光資源化するものもある<sup>(58)</sup>。

## 第5節 観光資源等の評価システム

### (1) 客観的評価

規範性のある観光資源に関する法制度は、観光資源の範疇化を行うための評価制度を伴うものであり、評価のための手続及び評価された観光資源の規制及び助成に関する法制度を伴うものである。そのためには観光資源に関する情報公開と評価制度の遵守を義務付けることが課題となる。

しかしながら観光概念はあいまいであり法制度として観光資源全体の範疇化は困難である。従って観光以外の観点から評価することになってしまう。たとえば文化財保護法においては、「歴史上」「学術上」「芸術上」「鑑賞上」価値の高いものを範疇化しており、それぞれ専門家集団が対応している。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約において、「文化遺産」とは、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの、「自然遺産」とは、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するものと規定し、観光上の普遍的価値を有するものとはされない。法制度による範疇化は助成、規制等の具体的政策の裏づけがあって意味があり、現状では学術上、芸術上の価値とは別に観光上の価値として範疇化ができる状況ではない。

純粋に「客観的」な分類の原理的な不可能性が、「みにくいアヒルの子の定理」<sup>(59)</sup>によって論理的に証明されてしまっているとされる。この定理が意味することは明白である。人間の認知パターンから独立した客観的な性質をことごとく選んでそれらを等価とみなす限り、そもそも分類という作業は成立しないということである。逆に言えば、分類すること

は重要な基準を選ぶこと自体ということである。従って分類することは世界観の表明であり、思想の構築なのである。芸術上等の価値は観光上の価値に比べれば規範性は維持できると認識されて範疇化がなされているものの、その客観性は絶対的なものではないわけである。

## (2) 目的的評価と格付・等級

観光資源とすることも判断であるが、同じ観光資源の中でも、評価の高いものと低いものに分類する格付・等級制度がある。

### 1) 文化財保護法における格付・等級

文化財保護法は同法が文化財と範疇化するものの中から、重要なものをさらに特別に範疇化し、保存、公開義務等の規制と助成措置を規定している(図 3-6)。

有形文化財については重要なものを重要文化財に範疇化し、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に範疇化する。さらに1996年の文化財保護法の改正により、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録有形文化財として範疇化し、範疇化を細分化している。

無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に範疇化し、あわせてその保持者又は保持団体を認定する<sup>(60)</sup>。記念物のうち重要なものを史跡名勝天然記念物に範疇化し、特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に範疇化する。さらに2004年史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録記念物として範疇化している。

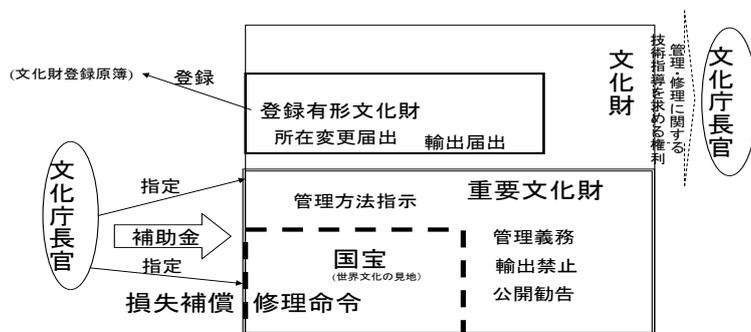
民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財に範疇化し、2005年登録有形民俗文化財も範疇化している。

伝統的建造物群保存地区のうちわが国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に範疇化し、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として範疇化している。前者にあっては、制度的には市町村が都市計画または条例をもって定めた伝統的建造物群保存地区のうち、国がその全部または一部を重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村に財政的援助等を行う制度となっているが、現実には伝統的建造物群保存地区のすべてが重要伝統的建造物群保存地区となっている。国の財政的援助等が期待できない伝統的建造物群保存地区を市町村が自ら条例や都市計画をもって定めるには住民の理解が得られないことがその背景にあると考えられる。

文化財のうち最下級に格付されるものを制度的に範疇化する意義は、例えば重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財にあっては、「その所有者が文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる」とすることしかなく、規範性が弱いものである。その点では観光資源に関する規範性論議に近いものがある。更には、たとえば有形文化財を取り上げれば、国宝、重要文化財にしても、法的に範疇化する規制と助成の枠組みを考察すると、輸出禁止、公開・修理・管理義務と補助金の助成措置のバランスが保たれているのか不明であるが、国宝等の文化財に指定されることが観光市場での経済的価値を高める可能性があることは否定できない。観光市場が公的制度に権威を求める重要性もそこにある。

観光資源制度論の対象としての文化財は文化財保護法に規定されるものに限定されるも

のではなく、各自治体が独自に制定した条例により選定された文化財も対象となる。文化財保護法が対象としなかった時代における景観についても、自治体独自の条例で観光資源として取り扱っていた例は数多く存在する。



(注) 文化財の定義は直接規定されていない

図 3-6 文化財保護法のスキーム  
(有形文化財の例)

## 2) 宿泊施設の格付論議

宿泊施設の評価が、宿泊施設としての評価にとどまらず、宿泊施設の料金、飲食施設、入浴施設等に加え「外客の接遇」までも行われるとすれば、公的な格付は困難である。

国際観光ホテル整備法は「宿泊に関するサービスに関する情報」(36条)提供について規定しているが、情報提供方法も、その提供する情報の分類方法次第では評価に近づく<sup>(61)</sup>。その一方で外客に対する格付は単純化も必要である。旅館業制度からすれば飲食施設等は含まれない。

## 3) 消費者保護のための評価

輸出検査法(1957年)「輸出品の声価の維持及び向上」指定貨物について、品質の検査基準を定めなければならない。その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができるとされていたが、1997年廃止された。酒税法は税率を定める紋別制度を廃止し、食糧管理法に基づき買上価格を定める米の等級制度も1995年に廃止された。供給者の利便のための公的評価制度は廃止される傾向にある。これに対して、消費者保護のための格付制度は拡充傾向にある。1970年農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律は1950年制定された農林物資規格法を全面改正して制定された。観光資源も評価そのものは行わないものの、情報提供、評価方法の公示等に関する制度の整備は、消費者保護の観点から行われるべきものである。

## (3) 範疇化の国際化

観光資源の範疇化制度は、一般的にはより広域にわたるものが権威をもつ。市町村長が選定する観光資源より都道府県知事が選定する観光資源が権威を持つことが多く、最終的には国際的に範疇化されるものが、より高い権威をもつことが一般的である。

日本は1992年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を締結し、「法隆

寺地域の仏教建造物」「姫路城」「白神山地」「屋久島」に加えて「紀伊山地の霊場と参詣道」が2004年に新たに同条約に基づき登録され、和歌山県を中心に観光資源として売り出されている。同条約はその前文で「これらの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の対象となる物件の存在する国の有する経済的、学術的及び技術的な能力が十分でないため、国内的保護が不完全なものになりがちであることを考慮し」とあるように、世界遺産を人類全体で保存しようとするものであり、日本のように単独で保存する能力のある国は、同条約に基づいた登録制度を活用する必要性は相対的には低いはずである。この世界遺産リストに登録されるものは文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類に分類され、更には世界遺産条約の適用外になっている無形の文化遺産に関する国際的な規範を確立し、その継承と発展を図ることを奨励するため、1998年のユネスコ執行委員会において、「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」規約が採択されたところである。これらの世界遺産はわが国では文化財保護法の規定する文化財と自然公園法に規定する自然公園にほぼ対応する形で範疇化されており、日本国内法でも対応できるわけであるが、国内各地で世界遺産登録運動が盛んに行われているのは、観光資源としてのより高い権威が得られるからであり、その意味では外国(特に欧米)からの評価をもとに観光資源の範疇化を図らなければ、国内利害関係者の説得が難しい点では、後進性から脱却していないといえる。

## 第6節 観光地の範疇化

法制度は観光地を想定している。観光基本法は「国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成」を規定していた。道路法は、高速自動車国道と「国際観光上重要な地」と連絡する道路を国道とし、地方的な幹線道路網を構成し、人口5千人以上の市及び町と関係「観光地」とを連絡する道路を、都道府県道とする。後者は道路整備の補助率にも影響するところから、観光地であるか否かは大きく影響する<sup>(62)</sup>。

観光地には地名<sup>(63)</sup>が付される。2005年に改正された商標法は夕張メロン等地域ブランドを保護の対象と改正し、地名も規制と保護の対象となった。この場合の「地域の名称」とは、商品の産地若しくは役務の提供の場所の名称又はその略称をいうとされ、住居表示法に定められるもの等には限定されず、信州であってもかまわない。観光地名として保護されることとなる。

『観光・観光資源・観光地』の定義によれば、観光地は「観光者が多く集まる地域」と定義されるが、その対象範囲となると定かではないとし、結局観光地とは、「一定地域内の観光資源や観光施設集積状態から」、「資源・景観のまとまり状態から」、「観光地経営としての一体的な範囲から」定めて、それに観光地名を冠して、外部にむかって公表して、認知してもらう以外にないとする。それには、県レベルで観光地名と観光地の範囲を明確にすることであるとする。

観光地の定義から、観光目的の移動対象目的地が観光地であり、観光の定義が難しければ(何のために定義するかを含め)観光地の定義も難しい。観光地の評価となると法制度をもって行うことはきわめて困難である<sup>(64)</sup>。

「住んでよし、訪れてよし」のスローガンのもとに進められている観光立国政策において、更に具体的に「一地域一観光<sup>(65)</sup>」(2006年版観光白書)運動が推進されている。この各

地域に観光地を展開してゆくという「一地域一観光」運動も、日常と非日常の意識の接近現象のあらわれとみることができる。

### 【補注】

(1)制度論ではないが、日常と非日常の意識の接近事例として鈴木謙介(2005)は、『『日常の祝祭化』を、他ならぬ私たちの問題として分析する言葉が必要』(p. 9)という現状認識を示し、同書でいう「祭り」とは、歴史や伝統に裏付けされ、共同体によって管理された祭りではなく、「21世紀に入って以降の我が国で、そしておそらく欧米では20世紀の終わり頃から顕在化し始めた、日常生活の中に突如として訪れる、歴史も本質的な理由も欠いた、ある種、度を過ぎた祝祭」(p. 8)であるとする。具体例として、2002年ワールドカップや2003年阪神タイガース優勝の際のバカ騒ぎ、仮装して鳴り物入りで行進する反戦デモなどを挙げている。これらの特徴として、日常の町中で突然、お祭り騒ぎが始まること、お祭り騒ぎ自体が目的で他に明確な意味を持たないことなどが挙げている。佐伯啓思(1993)は情報資本主義の概念をつくりだし、「欲望のフロンティアの拡張という意味での資本主義は、現代ではもはや、モノあるいはモノを買う『消費者』というカテゴリーの中にはなくなってしまった。いわばレベルアップしたわけで、欲望そのものに働きかける装置そのものが『資本主義の』舞台になりつつある」(p. 180)とする。

(2)観光基本法は、8条で「空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる施設」を「観光基盤施設」とし、7条で「宿泊施設、食事施設、休憩施設、案内施設その他旅行に関する施設」を「旅行関係施設」と範疇化する。

(3)「これまでごく自明とみなされてきた風俗、慣習、象徴や儀式、制度が実は比較的近年に「発明」されたものだという議論は、いまでは文化を歴史的に分析しようとする者にとって、ごくあたりまえのこととなってきている。いわゆる「伝統」芸能、国家、国旗、民族衣装、王室をひとする、ごく一般に受け入れられてきた様々な観衆が、最近あらためて批判的に検証されるようになった。」(T. フジタニ(1994)第一章冒頭)とされるように、なんとなく古い由来をもつ信仰的習俗のように思いやすい有名神社への初詣や神前結婚式は、実際にはそのようなものではない。「初詣に三百万人も参詣するという明治神宮が、六十年前に造営されたことはいうまでもないとしても、一般には古い由来をもつと思われるかもしれない神前結婚式は、明治三十三年に、後の大正天皇の婚儀にさいして定められた様式が、やがて民間に普及したもので、それが今日のように一般化したのは、ごく最近のことであろう」(安丸良夫(1979)p. 10)。「公で一般の人にも広く受け入れられている華麗なイギリス王室が、1870年代から1914年代にかけて作り出された制度であり、日本にも新しく発明された国家儀礼が数多くある。明治天皇の神宮参拝を天皇として史上最初のことだというと、疑問を持つ人もいるかもしれない」(西垣晴次(1983)p. 4)。「おわら風の盆にあっても「それが現在のような三味線、胡弓、太鼓が奏でる哀調の旋律と唄、そして優雅で粋な踊りになっていったのは、昭和初期の地元文化愛好者によるおわら談義から」(『おわら』の保存振興と次世代継承『観光文化』182号 三橋重昭 財団法人日本交通公社2007年3月 p. 7)とされる。

(4)2005年8月11日読売新聞夕刊では「お岩さんの稲荷、将門の首塚——東京都は「旧跡」に指定している歴史文化財約230件の約9割について、「史実の裏付けが乏しい」として、指定廃止を視野に総点検を進めている。考古学者らで作る検討委員会が「段階的に廃止すべきだ」と注文をつけたためだが、長年「東京名所」の一つに数えられてきた旧跡もあり、都は“再評価”に苦

慮している。」と報道している。

(5) 観光基本法 19 条の規定に基づき、1968 年 9 月 25 日内閣総理大臣から観光政策審議会に重要事項として諮問(「経済社会の発展に伴う国民生活水準の変化に対応する観光のあり方及びそれを達成するための基本方策いかん」)されたものに対する答申「国民生活における観光の本質とその将来像」(1969 年 4 月)であり、行政機関は尊重するが拘束されるものではない点で、規範性が欠如する。

(6) 都市計画法施行令 1 条において、都市計画法 4 条に規定する「ゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの」として「野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物」(その規模が一ヘクタール以上のもの)という用例がある。

(7) 法律用語としては、当初国家公務員法において「元氣回復」とされた用語が改正されてレクリエーションとなっている例がある。

(8) 「観光は、後に述べるように、生活環境を一時的に移動させたいという変化の要求をその本質としている。しかし現在においては、単なる変化の要求の充足だけでなく、悪い環境から少しでも逃れたいという生物的衝動に近いものになってきている。」(「観光行政百年と観光政策審議会 30 年の歩み」総理府審議室編輯行政 1980 年：p. 494) という答申の認識は現在では大きく変化している。

(9) 1975 年 2 月 28 日衆議院運輸委員会において佐藤(久)政府委員は「レクリエーション活動の中に、その居住地におきまして、われわれの生活圏の中でやるスポーツとかあるいは散歩とか、いろんなものがございと思いますけれども、そういったものと、それから自分の居住地を離れて、日常の生活圏を離れてやるレクリエーション活動と二つあるかと思えます。運輸省といたしましては、在来から後者の方の生活圏を離れてやるレクリエーション活動、こちらの方に力を入れて」と発言している。

(10) 観光白書が、この定義を尊重しつつこの定義からは「観光レクリエーション」という矛盾する用語を用いているのは、観光白書が観光基本法に基づく観光に関する白書であり、レクリエーション白書ではないからである。

(11) 布谷知夫(2005)は「博物館という場は、楽しみであり、人は楽しみを求めて博物館に来るが、その楽しさは好奇心が満足でき楽しく学ぶという、という中にある。ディズニーランドや各地で行われている博覧会などの催しは一時的に楽しく、興奮が心に残り、いつまでも楽しいということではない。あくまで日常的に関心を持っていることが話題となり、その中に意外性があり、納得できることがあることで、人々は学び、楽しいと思う。博物館の展示はまさしくそのための場である」(p. 162) という認識を示す。

(12) 椎名仙卓(2005)では「このような(欧州における：著者注)推移を考えると、見せるための博覧会と、見るための博物館では、それぞれが直接関係なく独立した形で展開している。それに対して、わが国では、明治の近代社会が成立するにあたって、西洋文明を摂取することによって、殖産興業政策を推進するために、わが国なりに咀嚼して、まず博物館を創設してから、そこで博覧会を開くことにより、新時代に即した見るもの、見せるもの、の発達を促している。しかし、現実問題としては、わが国では博物館が設置される前に博覧会が開催されており、そこから博物館が誕生するという過程をたどっている。従って、わが国では「博覧会」と「博物館」は別々に発展するものではなく、両者とも、見せるもの、見るもの、として両々相俟って発達してきた。」(はじめに vi)としている。

(13)「観光旅行者の利用に供される施設のうち、遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であつて政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）」と規定し、政令で「遊園地、動物園、水族館、植物園その他の園地、展望施設(索道が設けられているものに限る。)、スキー場(索道が設けられているものに限る。)、アイススケート場(冷凍設備が設けられているものに限る。)、水泳場(水質浄化設備が設けられているものに限る。)」と規定している。

(14)「resources for tourists」の邦訳として、昭和初期鉄道省国際観光局がこれを「観光資源」と定めたとされる。なお、中小企業基本法は「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいうとしている。

(15)京都市が条例で制定した文化観光施設税論議においては、観光施設税案が文化観光施設税となり、その後字句としての観光が削除されて文化保護特別税、古都保存協力税とされたように、用語としての観光が回避された。

(16)「観光資源」が使用されている法律は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律等7つの法律にとどまっている

(17)運輸省観光局監修(1963)では「これは観光資源ということばの内容がわかりにくいというに、その意味する範囲が極めて広いので、例示を行うことによって、ある程度その概念をはっきりさせようとしたことと、逆に、観光資源という概念に含まれるものの範囲が広く、それぞれについて種々の規制が行われているために、必要な施策についての例示が困難であったという事情によるためである」(p. 186)と記述している。

(18)『『文化財』という言葉が良く使われるようになったのは、この火事の後からです。この後に文化財保護委員会ができ、更には文化財保護法ができて、やたらに『文化財』という言葉が増えてきた。だれがつくったのかわかりませんが』(柴田雄次発言：先学訪問 p. 18 2005年 社団法人学士会発行)とあるが、国会においては、1947年8月26日衆議院文化委員会において森戸国務大臣は「著作権が死後三十年ということになったということは、一方著作した人の労に報ゆるという一面を備えておるとともにこの文化的な遺産が、いつまでも独占されないで、一定の年限の後には、廣く國民の共通な文化財になるということが基調となつておる」と発言している例がみられる。文化財保護法の制定により、古社寺保存法(明治30年)史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8年)国宝保存法(昭和4年)及び重要美術品等ノ保存ニ關スル法律(昭和8年)が廃止された。

(19)「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料」

(20)「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」

(21)1949年5月22日衆議院文部委員会において田中耕太郎参議院文部委員長は文化財保護法案提案理由説明として「外國の観光客等に日本の価値を理解せしめるのにも、大いに役に立つことと存じます。なお文化財を適当に保存する、また管理するということは、これまたネクスト・ゼネレーションに対するわれわれの義務であるという信念に基きまして、文化財保護法案を立案し始めた」と発言している。

(22)西田正徳(1999)では「この文章は1919年に小西が国会に提出した『名勝旧跡其ノ他著シキ事歴アル樹石並特殊ノ植物保存及利用ニ関スル建議』のなかの文章と、名所旧跡と国立公園こそ

ちがえ、その他はほとんど同じである。同年には史蹟名勝天然記念物保存法が公布されるが、当初の頃は史蹟名勝天然記念物と国立公園は渾然一体として論じられていたのであり、かれもまた、同様の論理をもって史蹟名勝天然記念物を論じ、そして国立公園を論じたのである。」(p. 190)と記述している。

(23) このほか文化財の範疇化を求める意見として1996年4月11日参議院文教委員会江本孟紀の「文化財保護法史跡名勝天然記念物指定基準で戦争遺跡も『文化財』にふくまれるということを明確に書いて、これを文化財として指定すべきだ、残すべきだというようなことを訴えているわけです」とする発言がある。

(24) 1931年制定された国立公園法は「国力天与ノ風景ヲ保護開発シ一般ノ利用ニ供スルトモニ外客誘致ニ資スル」とし、資源利用と保護の調和を国の手で国立公園で図ることを規定していた。味岡益太郎は「地方観光行政のあけぼの」(『月刊観光』1979年6月号 pp10-13)のなかで昭和9年に国立公園が8つも誕生し、外国人を軍部が歓迎した理由として、国際観光を振興して外貨を獲得、軍備拡張にも外貨が必要であったとする。

(25) 1947年12月8日衆議院文化委員会において馬場委員は「運輸省所管は、運輸行政、ホテル助長行政、観光接遇行政、観光土産品助長行政などであり、厚生省所管は、国立公園行政、衛生行政などであり、内務省の所管としては、道路行政、風紀行政があり、文部省の所管事項としては、観光資源の保護行政があり、また商工、農林両省は、観光土産品の生産行政を所管し、復興院は、建築行政、物価庁は料金行政を所管している」と発言している。

(26) 1948年6月26日参議院厚生委員会において政府委員(赤松常子君)は「温泉は我が國の天然の資源として極めて重要なものでありまして、これは保護すると共にその利用の適正を図り、一面國民の保健と療養に資すると同時に、他面その國際的利用による外資の獲得に役立つてますことは國家再建上喫緊の要務と存じます」と発言している。

(27) リゾート法及びふるさと創生基金により温泉数が増加した。ふるさと創生基金は各市町村に1億円が交付されたものであるが、この1億円により平均1000メートルの源泉掘削が可能となった。

(28) 2004年12月8日中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会(第2回)議事録によれば、甘露寺委員は「温泉では水蒸気等のガス、ガスも全部温泉に入っているんですね。ところが分析法はガスの分析なんてどこにも書いていないわけです。だから、それでは困るから鉱泉にしるということで、担当された教授が鉱泉にしたわけなのですね。それ以来、鉱泉分析法指針と。本当は温泉なのですが、温泉のガスそのもの、水蒸気とかそういうものは分析法には入っていない。ですから一応鉱泉という形。ところが鉱泉というのは法律にないわけですね。だけど一応鉱泉分析法の中では定義しているのですね。温泉の中で液状のものを一応鉱泉と考えて、周辺の温度よりも高いものとか何とかと書いてあるけれども、定義しているのだけれども、そこら辺のところが非常にあいまいなのですね。もともとその温泉法と鉱泉分析法は、必ずしも直接関係があつてきたものではないのですね。ですからその辺の若干の問題点というのは今でも残っております。幾らかはね。そんなことでございます。」と発言している。

(29) 2001年6月1日衆議院環境委員会において川口国務大臣は「単に温泉というふうに称しているということだけであれば、それによってその利用者に健康被害があるとか、それから健康被害を起すおそれがあるというふうには言えませんが、温泉法で禁止することにはなじまないということでございます。それで、虚偽の成分揭示をいたしましたり、それから効能効果を広告し

ていいということではおっしゃるように全くありませんで、一般の人に著しい誤解を与える場合には、それは不当景品類及び不当表示防止法あるいは不正競争防止法、軽犯罪法違反の問題として扱われるということでございます。」と答えている。

(30)2005年10月13日公正取引員会は、財団法人厚生年金事業振興団及びルートインジャパン株式会社に対し景品表示法第4条第1項第1号(優良誤認)の規定に違反する事実が認められたということで、同法第6条第1項の規定に基づき、両者に対して、排除命令を行っている。

(31)2001年6月19日参議院環境委員会岩佐恵美の「今回の温泉法の一部改正によりまして、掲示については今後、都道府県知事が掲示内容について事前に把握をして、不適切な内容の改善指導ができるようになるわけですけれども、温泉法による温泉の定義では、摂氏二十五度以上または十九種類の物質の一つが規定以上含まれていることというだけで、天然の温泉であるか、それに準じる温泉であるか、あるいは循環式の温泉であるかというような点について特に区別をしないで、全体ひっくるめて温泉ということになっています。そして、実際には天然の温泉を放出しているのか、温度が熱い場合には川の水をまぜているのか、水道水をまぜているのか、あるいは温度が低い場合には沸かしているわけですが、それが何度ぐらいのものを沸かしているのかなど、利用者に必要な情報が適切にわかりやすく掲示されておられません。」とする質問に対して政府参考人(西尾哲茂君)は「湧出したところと浴用に使っているところで随分泉質に相違がある場合は、もちろん浴室、浴用に使っているところでの成分分析結果に基づいて掲示等をすべきでありますから、その点につきましてはきちんと指導していくことといたしまして、さらにもうちょっといろいろな情報を提供していく。そういうことで温泉の品質を、いろいろな情報を提供してきちんと差別化していくべきではないか、こういうような意見もあると思います。ただ、これまでのところ温泉法はそこまでは踏み込んでおりませんで、温泉利用者の健康保護等に直結する問題を規制するんだ、こういう法目的からそこまでは踏み込んでいないところでございます。民間の団体でも天然温泉という表示を行っているようなところもあるわけでございますけれども、現在のところ、私どもは事業者や民間での自主的な判断、情報提供にゆだねることが適切と考えておるところでございます。」と答えている。

(32)2001年6月1日衆議院環境委員会において川口国務大臣は「大体泉質が、温泉の質が大きく変わることはないというふうに言われているということでございます。したがって、委員おっしゃられますように、温泉成分を定期的に分析することを義務づけているということではない。ただ、各温泉地の地質や気象等を総合的に判断して、おおむね十年ごとに再分析をすることが望ましいというふうに都道府県に対して指導を申し上げているということだと思います。一般的に、余り変化をすることがないという前提に立てば、それを義務づけることによって生ずるコストなりということと、それによって得る便益を比較して、義務づけることが妥当かどうかという判断でもあると思いますけれども、この場合には、余り変化をしないということで私ども理解をいたしておりますので、そういうことだということですから、義務づける必要はないのではないかとこのように考えております。」と発言している。

(33)2001年温泉法の一部改正の提案理由につき環境大臣は「温泉の利用に際しては、温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意に関する掲示が必要であります。この掲示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることといたします。」「温泉の成分の分析機関に関する登録制度の整備であります。温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の

注意についての揭示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならないこととし、登録基準等の分析機関の登録に関して必要な規定を置くことといたします。」(参議院環境委員会 2001年6月14日)と答弁している。

(34) 日本温泉気候物理医学会理事長伊藤幸治(<http://www.onki.jp/topic01.html>) (2006年10月10日アクセス)。

(35) 2004年10月20日予算委員会において副大臣(高野博師)は「環境省といたしましては本年九月に全国の温泉利用施設約二万軒を対象としまして調査票を送付して、約一万二千軒、六二%の施設から回答がありました。回答のあった施設のうち、加水をしている施設が約三割、それから加温、循環ろ過装置を使用している施設がそれぞれ約五割ということが明らかになりました。また、これら施設のうち、実際に表示をしているという施設はそれぞれ二割弱でありました。調査結果を踏まえまして、特に温泉事業者による利用者への情報提供ということを充実していくことが重要と考えております。」と答え、2004年10月29日衆議院環境委員会において小池百合子環境大臣は「温泉については、全国調査の結果を踏まえて、加水、加温、循環ろ過装置や入浴剤の使用に関する表示など、利用者への情報提供を充実するための方策について早急に検討してまいります」と答弁している。

(36) 東京地方裁判所平成2年9月18日判決は「国立公園内におけるすぐれた風致・景観を保護するために必要かつ合理的な範囲内の制限として、社会生活上一般に受認すべき財産権の内在的制約の範囲内にあり、これによって生ずる損失は、これを補償することを要しない」(判例タイムズ742号p.43)としている。

(37) 2004年6月3日参議院国土交通委員会景観緑三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律)案提案理由説明「近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で、景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取組が進められております。また、国としても、観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き発揮する一地域一観光を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取組を進めることとしております。このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援するために、良好な景観を形成するための法的な仕組を創設することが求められております。この法律案は、こうした状況を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るための我が国で初めての景観についての総合的な法律として定めようとするものです。」

(38) 2004年6月10日参議院国土交通委員会において森本晃司は「地方公共団体の景観条例、これはもう五百を超えていると思うんですけども、これに法的根拠を与えるという意味で、地方分権を後押しする形の法律になっていることだと思います」「地方自治体に法的根拠を与えるという後押しをするような法案だということですから、逆に言うと、熱心な自治体は大変頑張られるかもしれないけれども、熱心じゃないところは何もしなくても済むかもしれない、そうすると自治体間の差が付きかねないということがあるわけですね、この問題をどうするのかと、こういうことを指摘されておられます。これは、やはり国としてそういった地方自治体をどう喚起させるのかということも大事ですが、その取組をどのように考えておられるのか。これは都市局長にお願いします。」と発言し、政府参考人(竹歳誠)は「今回できる法律、先ほど御指摘が

ございましたように百七条、景観法、百七条の法律で大変大きいものでございます。この制度について十分御理解いただくということもまずこの景観行政に取り組む始めだと思しますので、この法が施行されることになりましたら、積極的にそのような説明会等にも取り組んでまいりたいと、このように考えております」と答えている。

(39) 1950年11月30日衆議院建設委員会において瀬戸山委員は「都市計画法の十條には、「都市計画区域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又風紀ノ維持ノ為特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得」と相なっております。この規定では間に合わないということで、特に先ほど申し上げましたような規定を挿入したと思いますが、ここに資料として出されております、公園、景勝地、史蹟、天然記念物等には相当の処置をして保存をして、この法律の目的を達成すべき実質が備わっておりますので、ただいま御説明のようなことではその目的を達成することはできないのではないかと考えます。単に区域々々の維持というのではなしに、今日まで残された松江の日本の古い歴史的な香りが保護される必要があるというのが先ほど申し上げましたところの趣旨であります、それでよいとお考えになりました理由は、ただいまのような御趣旨であるとはちよつと了解に苦しむのであります、もう少しついでに御説明願いたいと思っております」と発言している。

(40) 1950年11月30日衆議院建設委員会において山本利壽は引き続き「これは一つ一つ例をあげて実証するわけに行かないのであります、個人の所有物であるとか、その他特殊なものの移動を、実際においては移動しないのであるけれども、法をもつてこの文化財は移動することはできないとか、あれこれせられる場合に、その所有者に対して精神的に非常な束縛を與える、そこをねらつて逆宣伝が行われるようなことがあります場合に、非常な困難を感ずるのではないか、あまりきれいしく、初めから条文の中に掲げることによつて、かえつてそういうことも起り得るのではないかということをお聞きしましたものですから、省いたまでのこととあります」と発言している。

(41) これまで景観条例やまちづくり条例が制定されている地域において、都市計画法、建築基準法には適合するものの、条例には抵触するというケースが発生していた。財産権を法的根拠なしに制限することは憲法違反であるとする主張もあり、条例は要請する根拠でしかなかったが、景観法はこれらの条例に法的根拠を与えることとなった。

(42) 米国においては国家レベルで、道路沿線及び近隣における優良な自然環境、歴史的な景観や遺跡、娯楽、レクリエーション施設等を発掘し、観光振興のために売り出すプログラムが、1989年のシーニックバイウェイ法制定以来実施されている。日本の国土交通省も、北海道において、日本版シーニックバイウェイとして、美しい旅景色の演出による特色ある地域づくりに向け、沿道景観に優れたルートを登録、指定し、景観の保全や整備を図る制度づくりに取り組んでいるが、規範性のある法令に基づくものではない。

(43) 2004年6月10日参議院国土交通委員会において政府参考人（佐藤信秋）は「この景観計画で、この景観法でどう進むかと、こういう御議論で申し上げますと、特に景観重要道路として特例的に、電線共同溝の整備に関する特別措置法の特例として景観上必要な道路については景観重要道路と、こういう指定をできるということにこの景観法の中で規定いたしましたところがございますので、そういう意味では、一層この計画に上増しぐらいを私ども考えてまいりたいと思っております、ただいま申し上げました三千キロの更なる上増しを考えてまいりたいと思っております、要は地元で本当に必要な、景観上必要だと、こういうところであれば、従来は交通がふくそうし

ているので何とかせにゃいかんというような条件も付けてあるわけでしたが、景観上必要という一点でみんなで進めていこうと、こういうふうに変えさせていただくところでございます」と発言している。

(44) 1991年3月8日衆議院建設委員会において市川一朗政府委員は「公害問題の深刻化と相まちまして都市環境が悪化いたしますとともに、国民のレクリエーション需要が増大したといったようなことも受けまして、都市公園の整備に対する要請が非常に強くなってまいってきております」と発言している。

(45) 放送法は教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならないと規定する。

(46) 武器等製造法は銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く)と規定する。

(47) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(2004年)において「コンテンツ」とは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。)であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう」とされている。

(48) 1953年2月5日衆議院厚生委員会において回力球競技法案につき山下(春)から論議されている

(49) 1951年3月14日衆議院運輸委員会モーターボート競走法案提案理由説明「この法律案のねらいとして第三に申し上げなければならない点は、海事思想の普及宣伝と観光事業に資するということであります。(中略)また競走場にはいわゆる国際観光地、またはその付近に適地も少くありませんし、外来観光客の好みにも合いますので、観光客の娯楽としてもいささか資するところがあると存じます」

(50) 2003年10月25日参議院予算委員会国務大臣(鴻池祥肇君)「カジノの提案は、実は五件ございました。具体的に県名、地名を言いますと、宮崎、それから岐阜、大阪、加賀、そして東京は荒川区でございました。都からは出ておりません」

(51) パチンコ税につき、東京都税制調査会答申は「射倖性のある同産業には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により遊技料金や遊技機の基準が設けられ、射倖性の面においては一定の制約下におかれているということもできるが、毎年大量の廃棄台を排出するなど、環境負荷の高い「資源浪費型産業」であることを踏まえた上で、環境面からも、一定の節度を持った営業が行われるような適切な誘導がなされるべきである。「パチンコ税」は、パチンコ台等の長期使用にインセンティブを与えることにより、廃棄台の排出抑制を図るとともに、中古台(リユース台)の普及を促進する目的から、都内のパチンコ店及びパチスロ店経営者に対し、パチンコ台等の新規設置台数を課税標準として課税する「法定外普通税」として提案するものである」とする(2001年11月30日 東京都税制調査会答申「21世紀の地方主権を支える税財政制度」より抜粋)

(52) 「カジノを合法化しているのは112ヶ国なのに対し、非合法であるのは69ヶ国。非合法の69ヶ国には、イスラム圏や発展途上国が多く含まれている。合法化国・地域は、カジノを法律の下に置くことでそれぞれのメリットを見込んでいる。これに対して、非合法は宗教的な禁忌を中心としてカジノを禁止の対象とするか、法律下に置く必要性を認めていない国・地域とみるこ

とができる」(東京都都市型観光資源の調査研究報告書)

(53)『経済白書 1998』では10兆円産業としている

(54)佐伯啓思(1993)は「現代社会は、ほとんどこの『好奇心』だけで動いているようにさえみえる」(p.174)「あるアイドル・スターの写真集が大変な前評判を呼び、発売とともに完売となった。これは、新聞に掲載された前例のないヌード写真の広告と、ヘアの露出禁止というタブーに挑戦した(らしい)という前宣伝の効果であった。しかしこの写真集は、発売とともに完売はしたものの、すぐにまったく売れなくなってしまった。つまりほとんどの人は、この写真集を手元においておきたいという『欲望』を持っていたのではなく、ただタブーに挑戦したということが『好奇心』を刺激したにすぎないのである」(p.175)とする。

(55)1949年国際連合による「売春経営および人身売買防止協約」では次の3つの種類に分類している。「禁止国」は売春行為禁止の政策を実行している国、「規制国」は売春行為の登録規制を行っている国、「廃娼国」はもはや売春婦そのものが存在しない国である。廃娼国では、売春宿を営業、経営、また登録制度を適用したりすることなども禁止されている。営業中のところは閉鎖しなければならず、これに違反すれば刑事犯となる。1949年協約に調印した国は、日本をはじめドイツなどの他100カ国あまりであり、年々その数は増加している。

(56)佐賀県嬉野町が、無毒化したトラフグの肝を食用として認めるよう申請したが、食品衛生法で食用禁止されており、厚生労働省は特区を認めない方針とされている。

(57)デザートシューティングツアー (<http://www.desertshooting.com/>) が代表例である(2006年10月1日アクセス)。

(58)テレビゲーム、アニメ、格闘技等の振興を図ろうと、民主党の国会議員が「ゲーム・キャラクター・デジタルコンテンツ議連と格闘技振興議連を相次いで発足させている。

(59)人間の認知パターンから自由である限り、すべての対象は同じ位似ていることを厳密に証明したのは渡辺慧で、アヒルと白鳥の間の類似度も、二羽の白鳥の間の類似度も同じことから、これを「みにくいアヒルの子の定理」(渡辺慧「知ること—認識学序説」東京大学出版会1986年pp.92-94)という。

(60)人間国宝は重要無形文化財保持者の通称である。榮譽的存在と思われがちであるが、制度上顕彰の意味合いはなく、その卓越した貴重なわざを保存し、伝承することにある。

(61)1993年5月12日衆議院運輸委員会において常松委員は「懸念されるのはランクづけがされないかということなんです。つまり、情報提供の名のもと実質的なランクづけが行われる。ちょっと心証をよくしようと思っていい宣伝をして情報提供するというようなことが起きると、これはまたいろいろな問題が起こると思いますのでそのような対策を、客観的にこういうものだという旅館の紹介ならいいけれども、そこに何らかの意図があって情報提供されるといろいろな問題が出てくると思うので、どのような対策を検討していらっしゃるのか。」と発言している。

(62)2005年4月19日衆議院国土交通委員会において松崎(哲)委員は「個々の、観光資源というんだそうですが、自然資源と人文資源に分けて、特AからC、Dまでランクづけがしてあって、なかなか示唆に富むものなんですね。ただ、あくまで民間の調査でしかないということなんです。国交省がというよりも政府全体として、観光立国という大方針を掲げてこれを推進していくわけですから、観光地についての定義なり、そういう意味でのガイドラインというようなものを何か定めて、政策としてやはりきちんと対応していくべきではないかというふうに思うのですが、これについて御所見を伺いまして、最後の質問とさせていただきます。」とし、北側国務大臣「こ

れが観光地であるというふうに定義する、また何らかの基準をつくっていくというのはなかなか難しいのかなというふうに思います」と発言している。

(63) 地方自治法第3条は地方公共団体の名称は、従来の名称によらし、都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定め、都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、都道府県知事と協議の上、条例でこれを定めることとなっている。

(64) 観光資源、観光地の評価については古くから溝尾良隆・市原洋右・渡辺貴介・毛塚宏(1975)、溝尾良隆(1983)をはじめ優れた研究があるが、制度論としては1992年5月12日衆議院運輸委員会における常松委員の「これは後で大臣にお尋ねもいたしますけれども、やはりこの法律に伴って絶えず出てくる疑問は、結局ランクづけされるんじゃないかという疑問みたいなものが出されてきておりますから、特に不公平、不公正のないようにきちっとした、特に先ほど小林議員から御指摘がありましたように日本観光協会を想定していると、そういう意味ではこれは行革審の趣旨に沿った措置であるとはいえ、しかしそういうところに、民間機関にゆだねるとするならば、本当の不公平、不公正が排除されるようなそうしたことがきちっと担保されなければならないと思いますので、ぜひその点は厳密な基準をつくっていただきたいと御要望いたしておきます」とした発言の例、運輸省から休職出向中に研究された室谷正裕による『新観光時代の国内観光』(1998年：運輸政策研究機構発行)に対し、同書の中で評価を低くされた温泉地からクレームがつけられた事例等がある。

(65) 「一地域一観光」運動は、第二次全国総合開発計画の実施時期において山梨県商工労働部長が提唱した「一地域一工場」運動並びにその発想を受け継いだ「一村一品」運動(この運動を推進した大分県知事(当時)は第二次全国総合開発計画策定の際政府事務局員であったことから「一地域一工場」運動の影響を受けていると推測される)の系譜を引き継ぐものと考えられる。

### 【引用・参考文献】

- 1) 運輸省観光局監修(1963)p. 146
- 2) 観光基礎概念研究会(1998)：『観光・観光資源・観光地』の定義『観光研究』1998. 3 Vol. 9 No. 2 pp35-37
- 3) 1948年6月27日衆議院厚生委員会提案理由説明喜多政府委員
- 4) 運輸省観光局監修(1963)p. 187
- 5) 運輸省観光局監修(1963)p. 186
- 6) 2004年5月12日衆議院国土交通委員会木曾政府参考人答弁